

大船渡市議会全員協議会資料

市職員の逮捕に係る対応状況等について

- | | | |
|---|-------------------|------|
| 1 | 市議会からの申入れに対する対応状況 | 資料 1 |
| 2 | 再発防止に向けた事情聴取結果 | 資料 2 |
| 3 | 委託事業事務執行確認結果 | 資料 3 |
| 4 | 業務改善案 | 資料 4 |

参考 市職員の逮捕に係る対応経緯

平成 31 年 2 月 4 日

大 船 渡 市

市議会からの申入れに対する対応状況

1 事件の徹底解明

警察の捜査を待たず、市として独自に調査し、事件発生に至った経緯や要因を徹底的に解明し、得られた教訓を業務プロセスに組み込むなど、業務改善に向け、鋭意調査を進めております。

2 警察への捜査協力

簡易水道事業所、総務課、財政課、会計課等、関係部署において、岩手県警察の要請に従い、事情聴取や資料提出に応じるなど、捜査に全面的に協力しております。

3 職員の綱紀粛正

市では、これまでも「不適正な事務処理を防ぐための教訓」を作成し、全職員に対し、注意喚起してきたところですが、このたびの逮捕を受け、これを改定し、改めて周知しました。

今後、倫理、法令遵守、組織運営等に関する研修を計画的に実施し、職員のさらなる資質向上に努めて参ります。

4 再発防止

今般、副市長、統括監により部課長等へのヒアリングを実施し、再発防止に向けた業務改善案を取りまとめたところです。

各部署において独自に再発防止に取り組みつつ、この案に基づき業務改善策を鋭意講じて参ります。

5 市民への情報開示

2月5日発行の広報大船渡及び市ホームページにて逮捕の事実や今後の対応策についてお知らせします。事件の全容が解明された時点で、事件発生の経緯、要因、対策等を総括し、お知らせする考えです。

6 職員に対するケア

このたびの逮捕は、職員に対し大きな動揺を与えたものと認識しております。各部署等において、個々の職員の心の健康に留意し、必要に応じ産業医等と連携して職員の心のケアに配慮して参ります。

7 今後とも遅滞無く、議会に情報を報告すること

本件に係る諸情報はもとより、市政全般に関し、市議会との情報共有に努めて参ります。

再発防止に向けた事情聴取結果

1 目的

市では、事件発生に至った要因の究明と、その究明の結果得られた教訓を職員全員で共有し再発防止を図るため、部課長等から面談による事情聴取等を行い、事件の検証を行いました。

検証の結果、この度の不祥事が発生した原因として、当該職員の公務員としての倫理観の欠如はもとより、こうした事態を未然に防ぐことのできなかった組織マネジメント、人事体制、業務システムについても問題があると認識したところであります。

この検証の結果については、速やかに実際の業務に組み込み、二度とこのような不祥事が発生しない仕組みを構築します。

2 事情聴取実施日

平成31年1月22日（火）、23日（水）、24日（木）、25日（金）

3 事情聴取を行った者

副市長	高 泰 久	教育長	小 松 伸 也	(教育委員会)
統括監	佐 藤 良	総務部長	田 中 聖 一	

4 事情聴取を受けた者

災害復興局長	志 田 広 記	企画政策部長	木川田 大 典
市民協働準備室長	遠 藤 和 枝	総務部長	田 中 聖 一
生活福祉部長	後 藤 俊 一	商工港湾部長	鈴 木 昭 浩
観光推進室長	鈴 木 弘	農林水産部長	鈴 木 満 広
都市整備部長	西 山 春 仁	水道事業所長	千 葉 洋 一
議会事務局長	金 野 好 伸	教育次長	志 田 努
復興政策課長	汐 谷 和 也	土地利用課長	佐々木 義 久
土地利用課技監	及 川 景 太	市街地整備課長	熊 谷 明 人
企画調整課長	新 沼 徹	市民文化会館長	千 葉 博 世
秘書広報課長	鎌 田 征 喜	総務課長	江 刺 雄 輝
防災管理室次長	大 浦 公 友	財政課長	佐 藤 雅 俊
税務課長	熊 澤 正 彦	三陸支所長	飯 田 秀
市民環境課長	安 田 由紀男	国保年金課長	佐 藤 信 一
地域福祉課長	三 上 護	子ども課長	下 田 牧 子
長寿社会課長	金 野 高 之	健康推進課長	菅 原 松 子
商工課長	小 松 哲	企業立地港湾課長	武 田 英 和

農林課長	菅原博幸	水産課長	今野勝則
建設課長	阿部博基	住宅公園課長	金野久志
住宅公園課技監	伊藤公男	下水道事業所長	佐々木毅
下水道事業所技監	熊井勝幸	会計管理者	佐藤力也
生涯学習課長	熊谷善男	学校教育課長	市村康之
監査委員事務局長	新沼真美	農業委員会事務局長	千葉讓
気仙広域連合衛生課長	近江学	大船渡地区環境衛生組合事務局長	及川吉郎
大船渡地区消防組合大船渡消防署長	大久保守正		

5 事情聴取の主な項目

- (1) 今般の事件の原因は、どのようなことが考えられるか
- (2) 有効な再発防止策は、どのようなことが考えられるか
- (3) 所管する部署においてチェック機能は有効に機能しているか
- (4) 職員管理・事務執行の把握が適正になされているか
- (5) その他

6 事情聴取項目ごとの主な意見等

・以下は個人の意見であり、事実確認が取れていないもの、実現可能性の検討を要するもの等が含まれています。今後、具体的な業務改善策を検討する中で検証して参ります。

(1) 今般の事件の原因は、どのようなことが考えられるか

①倫理・コンプライアンス意識に関すること

・本人の公務員としての順法意識、倫理感の欠如。

②組織マネジメントに関すること

- ・業者選定理由の不備、随意契約の拡大解釈など、本人の財務事務知識の欠如。
- ・担当技監への役割の集中と上司のチェック不足。
- ・職員間のコミュニケーションの欠如。
- ・一部署への長期在職による弊害。
- ・指導すべき立場が不明瞭で、兼務職員が機能しにくい組織のあり方。

③業務システムに関すること

- ・起案、決裁、監理、検査の一連の業務を一職員が担ってきたこと。
- ・スピード重視による手続きの粗雑化。

(2) 有効な再発防止策は、どのようなことが考えられるか

①組織マネジメントに関すること

- ・市役所内部における公益通報制度の創設。
- ・職員が利害関係のある企業等と接触する場合のルール化。
- ・「懲戒処分の方針」の市民及び職員に対する公表。
- ・外部監査制度の導入。
- ・事件、事故の事例集、過去に発出した取扱方針等のライブラリー掲載。
- ・委託事業に関するチェックを行う第3部署の創設。
- ・委託業務などの契約担当課を設置し、集中的に実施したほうがよい。
- ・課内に技術職が1人の場合には課を越えた技術職のチェック支援。
- ・コンプライアンス等に関する庁内調査。
- ・上司、先輩による部下、後輩への積極的な関与、指導。
- ・チェックする職員のスキル向上。

②人事体制に関すること

- ・同一職場への在籍期間の制限。

- ・課内における担当替えにより複数年同一担当の弊害を排除。
- ・簡易水道事業所長の専任化。
- ・技術専門部署の設置。
- ・倫理研修（コンプライアンス研修）の定期的な実施。
- ・財務事務研修の定期的な実施。
- ・若い時期における研修の充実。
- ・間違いを正せる職場の風土づくり。

③業務システムに関すること

- ・ひとつの業務に対する複数職員の関与。
- ・随意契約事務のマニュアル、チェックリストの作成。
- ・随意契約に関する根拠・理由の明確化。
- ・随意契約に関して恣意的に業者選定を行えないシステムの構築。
- ・随意契約に関する見積徴収を3者以上とする。
- ・随意契約に関する見積書の受領は封入を原則とし、複数人による開封。
- ・随意契約に関して年間業務委託等、多角的な委託方式の検討を指導。
- ・発注業者の輪番制の導入。
- ・委託工事について、発注日、入札参加者名、金額などを一覧化してチェック。
- ・委託事業について契約状況の公表。
- ・契約履行確認、検収等の厳格化（上司の確認印、写真）と責任の明確化。
- ・委託工事の抜き打ちによる執行状況確認検査。
- ・可能な施設に指定管理者制度を導入。

(3) 所管する部署においてチェック機能は有効に機能しているか

- ・概ね有効に機能している。

【関係意見等】

- ・技師が1人のため、業者選定と見積書確認等を1人で行う場合がある。
- ・予算や会計事務を経験していない職員が財務書類をチェックするのは難しい。
- ・事務量が増え、チェック機能が低下していると感じる。

(4) 職員管理・事務執行の把握が適正になされているか

- ・概ね適正になされている。

【関係意見等】

- ・公印の押印ルールが徹底されていない例が見られる。
- ・長時間離席している職員の行き先を同僚や上司が把握していないことがある。
- ・緊急を要する事案の場合、事務手順を守れないことがある。
- ・公用車の運行記録簿に上司の確認がなされていないものがある。
- ・業務で使用する電子データが業務用フォルダに保存されていない例がある。

(5) その他

- ・職員の服装の乱れが散見されるので改めるべき。
- ・文書取扱や財務事務について、法や条例に対する認識が不足してきている。
- ・接遇、倫理、不当要求対応など、各種研修機会を増やすべき。
- ・今回の事件を教訓とするためにも事件の経過について職員に説明すべき。
- ・素行に問題のある職員に対しては、上司や先輩がきちんと指導すべき。
- ・上位職になるほどコンプライアンス意識の徹底が必要。
- ・管理職は、部下の悩みや素行の変化などに気づく努力をすべき。
- ・優秀な職員を長く滞在させるのは、事務効率を上げるかもしれないが、依存するあまり他の職員が成長しない可能性がある。
- ・机上及び周辺は整理し、公的文書を関係者が常に閲覧できる状態にすべき。
- ・施行伺い等秘匿性の高い文書は原則手渡しとし、空席に放置しない。
- ・事務室への事業者等の立入りは、秘匿情報管理の観点から原則禁止すべき。
- ・いまこそ外部の考えを取り入れ、業務改善に生かすべき。
- ・職員のショックは大きい。精神面のフォローとケア対策を実施すべき。
- ・ライフラインの復旧は即時対応を第一としながらも、適法で確実なルールが必要。

委託事業事務執行確認結果

1 目的

平成31年1月17日の市職員の収賄容疑逮捕を受けて、同様のケースと問題の有無を確認するため、全部署の委託業務について発注事務等の確認を行いました。

2 対象

平成31年1月18日現在、平成30年度一般会計及び特別会計等予算に係る委託業務のうち、支出負担行為額（契約額）が50万円未満のもの

確認件数：2, 468件

（含：水道事業会計、一部事務組合会計 除：簡易水道事業特別会計）

3 確認項目

- (1) 見積依頼の起案がなされているか
- (2) 予定価格が10万円以上の場合、2者以上から見積りを徴しているか
- (3) 予定価格が10万円以上で1者との随意契約としている場合、理由が妥当か
- (4) その他予算執行事務が適切か

4 確認結果

より適正な事務を検討、実施すべきもの：229件（9.3%）

（内訳：重複17件有）

- | | |
|---------------------------------------|------|
| (1) 見積依頼の起案がなされていないもの | 219件 |
| (2) 予定価格が10万円以上の場合、2者以上から見積りを徴していないもの | 0件 |
| (3) 予定価格が10万円以上で1者との随意契約としている場合、理由不適切 | 0件 |
| (4) その他事務不適切（手書きの支出負担行為を財務システムへ未入力等） | 27件 |

5 考察

見積依頼の起案がなされていなくても、課としての業者選定等発注方針などが決められてある場合などがあり、担当者のみの裁量で発注業者を定めているものではありません。

しかし、見積依頼の起案や財務システムに入力することで、業者発注の経緯が記録として残されたり、予算の進捗管理の精度が高まったりすることから、今後はそれらについて徹底を図って参ります。

業務改善案

項目末尾の（ ）を主管課として、具体的な取組内容について検討し、各部署に対して指示を行います。各部署においては、独自に再発防止に取り組みつつ、この案に係る指示に基づき、業務改善策を鋭意講じて参ります。

1 組織マネジメントに関する改善

(1) 公益通報制度の創設（総務課）

⇒ 組織、個人の不法・不正行為等を通報できる制度創設に向け検討する。

(2) 「懲戒処分の指針」の市民及び職員に対する公表（総務課）

⇒ 不法・不正行為を行うとどうなるのかを具体的にイメージさせる。

(3) 文書の適正処理及び適正管理（総務課）

⇒ 公文書（電子ファイル含）の保管場所を例示するなど関係者が常に閲覧、チェックしやすい環境を整える。

(4) 秘匿性の高い回議書類の適正管理（総務課）

⇒ 施行同等は情報管理のため原則手渡しとし、空席に放置しない。

(5) 事務室へのあいさつのみの事業者訪問等の立入を原則禁止（財政課）

⇒ 机上に秘匿書類がある場合があることから、閲覧される可能性を排除する。

2 人事体制に関する改善

(1) 長期滞留の弊害を意識した適切な人事異動（総務課）

⇒ 事務効率を配慮しながらも、長期在職者への依存意識軽減と職員育成意識を高める。

(2) 倫理研修の定期的な実施（総務課）

⇒ 役職別、職種別、年代別等多角的で定期的な研修を検討する。

(3) コンプライアンス研修の定期的な実施（総務課）

⇒ 役職別、職種別、年代別等多角的で定期的な研修を検討する。

(4) 組織マネジメント研修の定期的な実施（総務課）

⇒ 役職別、職種別、年代別等多角的で定期的な研修を検討する。

(5) 財務事務研修の定期的な実施（財政課）

⇒ 役職別、職種別、年代別等多角的で定期的な研修を検討する

(6) 風通しの良い職場づくりの実施（総務課）

⇒ 人事評価の個人面談などを充実し、チェック機能の働く職場をつくる。

3 業務システムに関する改善

(1) 随意契約事務のマニュアル、チェックリストの作成（財政課）

⇒ 施行何から完了検査までの具体的注意事項を掲載したマニュアルを作成する。

(2) 随意契約に関する業者選定理由の厳格化と決裁による業者選定（財政課）

⇒ 10万円以上の少額随意契約の場合には、決裁による業者選定をルール化する。

(3) 随意契約に関して競争性と適正価格の確認ができる手法の確実な実施（財政課）

⇒ 競争性と価格の妥当性を担保するため、3者以上の見積徴収を原則とする。

⇒ 見積を依頼された業者は、見積書を契約担当者へ持参若しくは郵送する。

⇒ 見積額の情報漏洩防止と契約事務の透明性確保のため、見積書は封入を原則とする。

⇒ 見積書の開封は職員複数人立会いのもと行う。

(4) 委託工事の抜き打ちによる執行状況確認検査（財政課）

⇒ 発注手順、確実な履行等を確認するため担当課以外による検査を実施する。

(5) 設計や積算、見積もり内容など複数チェック体制の構築（総務課）

⇒ 課内に技術職が1人の場合など課を越えた技術職のチェック支援を行う。

(6) 委託工事については年度途中に一覧化（財政課）

⇒ 年度途中に、事業名、見積依頼業者、落札者、応札金額等を一覧にして確認する。

(7) 契約履行確認、検収等の厳格化と責任の明確化（財政課）

⇒ 履行確認は、担当者より上位職のものが確認、押印し、責任の明確化を図る。

4 その他

職員個々においては、この度の事件を受けて、法や条例等に基づく適正な事務執行に立ち返るとともに、業務に対する姿勢について自戒し、公務員としての職責を見つめ直す機会とする。

市職員の逮捕に係る対応経緯

平成31年1月17日（木）

- 午後0時5分 岩手放送株式会社から簡易水道事業所長に対し、亙理技監の逮捕に係る問い合わせあり。逮捕について認知。
- 午後0時10分 逮捕について、簡易水道事業所長から、市長、副市長、統括監、総務部長、都市整備部長、総務課長に連絡。
市長から、市議会への報告と記者会見開催を指示。
- 午後1時6分 総務部長から、花巻市に用務で向かっていた市議会議長に対し、逮捕について電話で報告。正副議長は用務を取りやめ、帰庁。
- 午後1時50分 岩手県警察本部刑事部捜査第二課から2名が来庁し、亙理技監逮捕について説明。総務部長、簡易水道事業所長、総務課長が対応。
- 午後2時30分 正副議長が帰庁後、総務部長から正副議長に対し、経過説明。議長は会派代表者会を開催することとし、議会事務局に指示。
- 午後3時 警察の説明内容について、総務部長から、市長、副市長、統括監に報告。記者会見を午後4時30分開催と決定し、各社に連絡。
- 午後3時30分 市議会会派代表者会にて、副市長から各会派代表に概要を説明。
- 午後4時10分 市議会議長から、市長に対し、事件の徹底解明、警察への捜査協力、職員の綱紀肅正等の申入れ。
- 午後4時30分 臨時記者会見
- 午後6時30分 市議会議長、副議長に対し、市議会全員協議会の1月18日開催を打診、内諾を得る。
- 午後7時頃 岩手県警察による市役所本庁の搜索、書類押収

- 1月18日(金) 臨時庁議
市議会全員協議会
部課長会議
全部署を対象に、委託事業に係る事務執行状況の調査を開始(21日まで)
- 22日(火) 再発防止に向けた庁内事情聴取
㈱佐々忠を平成32年1月21日まで市営建設工事に係る入札における指名停止措置(県は平成31年1月24日から1年間指名停止)
㈱佐々忠を平成31年7月21日まで市排水設備工事指定店の指定の効力の停止
- 23日(水) 再発防止に向けた庁内事情聴取
盛岡地方検察庁にて事情聴取(簡易水道事業所長)
- 24日(木) 再発防止に向けた庁内事情聴取
盛岡地方検察庁にて事情聴取(簡易水道事業所長補佐)
- 25日(金) 再発防止に向けた庁内事情聴取
災害復興局土地利用課技監、農林水産部水産課係長をそれぞれ簡易水道事業所技監、同係長に兼務発令
- 29日(火) 庁議にて、部課長等に対し、再発防止に向けた業務改善案を周知
- 31日(木) 「不適正な事務処理を防ぐための教訓」を改正し、部課長等を通じ全職員に周知
- 2月4日(月) 市議会全員協議会にて、対応状況等を説明